東海市告示第83号

令和7年度東海市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和7年度東海市非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、旧基準非木造住宅の耐震診断を行う者に対し、国及び愛知県の補助を受け、市の予算の範囲内で補助金を交付することにより、旧基準非木造住宅の耐震改修及び建替え等の誘導を図り、もって市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「旧基準非木造住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む。)をされた木造以外の構造の住宅で、戸建て、長屋又は共同住宅 (店舗等の用途を兼ねるものにあっては、その用途に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限る。)であるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び特殊な構造(組積造、補強コンクリートブロック造等)であるものを除く。

(対象住宅)

- 第3条 この要綱による補助の対象となる建物(以下「対象住宅」という。)は、次に 掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 市内に現存する旧基準非木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による建築主事の確認済証の交付を受けた建築物であること。
  - (2) 以前にこの要綱による補助を受けて耐震診断を行った住宅でないこと。
  - (3) 区分所有された住宅の場合にあっては、管理組合で合意形成が図られたもので

あること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、自己の所有する対象住宅について 次条に規定する補助対象事業を行う個人又は法人(建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所有者の団体を含む。)で、市税 を滞納していないものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関す る法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規 定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を 除く。

(補助対象事業)

- 第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象住宅について行う次に掲げる要件を満たした耐震診断とする。
  - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士が行うものであること。ただし、同法第3条第1項各号のいずれかに該当する建築物の耐震診断にあっては、当該一級建築士が行うものであること。
  - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年 国土交通省告示第184号)別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施につい て技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造 に応じて適切に評価するものであること。
  - (3) 耐震診断の結果について、市長が別に定める団体の耐震診断判定を受けるものであること。ただし、対象住宅が戸建住宅の場合又は耐震診断の結果が I s 値(構造耐震指標) 0.6未満又はq値(保有水平耐力) 1.0未満の場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金 の額は、住宅の種類に応じ、別表のとおりとする。
- 2 前項の補助金の額は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ

補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して、令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の場合において、補助金の交付額(補助金確定前のものにあっては、補助金の内定額)の合計額が予算の範囲を超えたときは、市長は申請を受理しないことができる。

(補助事業の変更)

- 第8条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市 長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 (交付の内定等)
- 第9条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当 と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の内定を通知する場合において必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助対象事業の中止)

- 第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 補助対象事業を中止しようとするときは、中止届を市長に提出しなければならない。 (完了報告)
- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して3 0日を経過した日又は令和8年3月13日までのいずれか早い日までに、完了報告 書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の完了報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定 し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の請求及び交付)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金 支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付内定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。
  - (1) この要綱又は交付内定に付けた条件に違反したとき。
  - (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第6条関係)

住宅の種類	補助対象経費	補 助 金 の 額
一戸建て	補助対象事業に要する費用(その額	補助対象経費に3分の2を乗じて
	が13万6、000円を超えるとき	得た額(その額に1,000円未満
	は、13万6,000円)	の端数があるときは、その端数金額
		を切り捨てて得た額)(その額が9
		万円を超えるときは、9万円)
一戸建て以	次に掲げる費用	補助対象経費に3分の2を乗じて
外	(1) 補助対象事業に要する費用。た	得た額(その額に1,000円未満
	だし、対象住宅の延べ面積に応	の端数があるときは、その端数金額
	じ、次に定めるところにより算定	を切り捨てて得た額)(その額が4
	した額の合計を上限とする。	00万円を超えるときは、400万
	ア 延べ面積1,000㎡以内の	円)
	部分 1 ㎡につき3,670円	
	イ 延べ面積1,000㎡を超え	
	て2,000㎡以内の部分 1	
	㎡につき1,570円	
	ウ 延べ面積2,000㎡を超え	
	る部分 1㎡につき1,050	
	円	
	(2) 設計図書の復元等の通常の耐	
	震診断に要する費用以外の費用	
	(その額が157万円を超える	
	ときは、157万円)	